

## 音彩館 レンタルサーバーサービス 販売代理契約について

平成 12 年 10 月 1 日

平素は当社サービスへ格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
また、この度は当社サービスの販売代理契約をご利用下さり、厚く御礼申し上げます。  
販売代理契約書は、以下のポイントをご理解の上、サイン・捺印の上、当社までご返送下さい。

1. 当社からのロイヤルティやノルマの要求はありません。
2. 販売代理としてのマージンは、定額ではなく、当社規定の利用料に対する割合です。
3. お客様に対し、音彩館のレンタルサーバー会員規約か、それに準ずる規約を守って頂く事の確認。
4. 代理販売の形態として、当社の定める商品名、または貴社が別途定めた商品名か、どちらかを選択して頂く事。

代理販売の形態については、以下にご説明いたします。

当社の定める商品名による販売とした場合。

ご利用料はお客様が当社へ納める形ですので、その中からマージン分が貴社へ支払われます。  
なお、送金手数料は一律¥500 を申し受けますので、当社よりの支払い合計額が¥ 5,000 に満たない場合は累計で¥5,000 を越えた月に、また、支払い合計額が¥5,000 以上の場合は毎月のお支払いとさせていただきます。

付加価値を付け、独自の商品名で販売される場合。

ご利用料はお客様から貴社様へ納めて頂き、当社へは、当社規定のご利用料からマージン分を差し引いた額を納めて頂く形となります。付加価値分につきましては、当社側での作業が必要な場合や、サーバーリソースの観点からお断りする場合を除き、サービス内容・金額とも制限はありません。

また、振込時の手数料につきましては、現金振込の場合には貴社様のご負担となりますが、口座振替の場合には発生しません。

契約書の末尾に選択箇所がありますので、どちらかを選んで下さい。

マージンの割合と対象品目は以下のようにしております。

対象品目	専用サーバーを除く音彩館のレンタルサーバーサービス品目全般
マージン率	ご利用プランの料金の一律 10%

また、今回は専用サーバーをマージン対象品目から除外させて頂いておりますが、これは諸般の事情によるもので他意はございません。可能となり次第、ご連絡いたします。

音彩館 <http://www.ccsj.com> [sales@ccsj.com](mailto:sales@ccsj.com)

TEL 045-439-1223 FAX 045-439-1423

# 音彩館 レンタルサーバーサービス 販売代理契約書

販売代理店（以下「甲」）と音彩館（以下「乙」）は、以下に定める販売代理契約を締結します。

## 第一条 定義

本契約において使用される用語の意味は、それぞれ次のとおりとします。

1. 音彩館レンタルサーバーサービス  
乙を事業者とするインターネット上のレンタルサーバーサービス
2. 販売代理店  
乙の委託のもと、本契約に基づいて乙の提供するレンタルサーバーサービスを販売する者
3. 利用者  
音彩館レンタルサーバーサービスを利用する者

## 第二条 販売地域

代理販売の形態は次に定めるものとします。

1. 乙がインターネット上で提示する商品名によるもの。
2. 甲が乙の提示する商品に付加価値を付け、独自の商品として販売するもの。

## 第三条 販売地域

取り扱い商品に関する甲の販売地域については、特にこれを定めません。

## 第四条 販売代理店の資格

販売代理店資格は、乙が提供するサービスの利用実績または販売実績を前提とし、その額は¥ 10,000 以上とします。また、販売代理店の資格としてのロイヤリティについては、本契約では必要ありません。

## 第五条 取扱責任件数

甲の取扱責任件数については、特にこれを定めません。

## 第六条 販売代理店の業務

販売代理店の業務の範囲は、第二条で定めた販売形態による、乙との利用契約の締結までと定めます。

## 第七条 乙の甲に対する支払

乙の甲に対する支払いは、第二条で定めた販売形態により、以下のいずれかと定めます。

1. 甲が第二条第1項により販売し、利用者が利用料を直接乙へ納める場合、その利用料から乙が別途定める割合により、甲の業務に対する対価として支払われます。
2. 甲が第二条第2項により販売し、甲が利用料を乙に納める場合、乙が別途定める割合によりその利用料を減額することで、甲の業務に対する対価の支払いに替えるものとします。

上記いずれの場合に於いても、乙は利用者に対して定めた会員規約第3条の規定により、利用者に対するサービス料金を改定できると定められられ、これにより甲の業務に対する対価は変動する場合があります。

## 第八条 利用規約

甲は本契約に基づく業務に際し、利用者に対し、乙が別途定めた会員規約、またはこれに準じ甲が別途定めた会員規約の遵守を確認するものと定めます。

## 第九条 契約の解除

1. 甲が次のいずれかに該当する場合、乙は甲に対する事前通告ののち本契約を解除します。
  - a) 本契約の全部または一部を履行しないとき。
  - b) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害を被ったとき。
  - c) 乙の業務の都合により、本契約の継続が困難となる場合。
2. 甲が次に該当する場合、乙は甲に対する事前通告なしに本契約を解除します。
  - a) 差押・仮差押・競売など公権力による処分、または破産・和議・会社更生法適用・会社整理等の申し立てがあったとき

第十条 免責事項

第六条により乙との利用契約を結んだ利用者が、利用料の滞納・不払い等、乙の定めた利用規約に反した場合、第七条による支払いは免除されるものとします。

第十一条 管轄裁判所

甲と乙の間で訴訟が生じた場合、乙の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第十二条 契約内容の変更

契約内容についての変更の必要性が生じた場合、対価支払額の決定を除き、甲乙協議の上これを定めます。

第十三条 本契約で定めない事項

本契約に定めない事項について問題が生じた場合は、甲乙の協議によるものとし、協議の整わない場合は、法律の定めるところに拠ります。

第十四条 契約の有効期間

本契約は第九条による契約解除、あるいは甲乙いずれかの契約解除の申し出があるまで有効と定めます。

以上、本書二通を作成し、甲乙記名捺印の上、各一通を保有するものとします。

平成 年 月 日

販売形態として《 乙の定めた商品名 ・ 甲が別途定めた商品名 》での販売代理契約を締結します。

(甲)

印

(お支払い口座)

銀行名：

支店名：

種別 普通 ・ 当座

口座番号：

口座名：

口座名カナ：

(乙)

神奈川県横浜市神奈川区松見町 2-381 遠藤ハイツ 201  
TEL 045-439-1223 FAX 045-439-1423

音彩館 代表 田中千秋

印